

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

# 奈良県公報

## 目 次

ページ

### 〈条 例〉

- |                                    |   |
|------------------------------------|---|
| ○奈良県行政手続条例の一部を改正する条例（行政経営課）        | 一 |
| ○奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（行政経営課） | 一 |
| ○奈良県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（長寿社会課） | 二 |

### 公布された条例のあらまし

#### ◇奈良県行政手続条例の一部を改正する条例

- 1 条文の整備  
行政手続法の改正により、同法の条項を引用する条文の整備を行うこととした。

#### 2 施行期日

平成十八年四月一日から施行することとした。

#### ◇奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 条文の整備  
近畿圏の保全区域の整備に関する法律等の改正に伴い、同法の条項を引用する条文の整備を行うこととした。
- 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

#### ◇奈良県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

- 1 条文の整備  
介護保険法の改正により、事業運営期間を計画期間に改めるため、所要の規定の整理を行うこととした。

#### 2 施行期日

平成十八年四月一日から施行することとした。

## 条 例

奈良県行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年二月十日

奈良県知事 柿 本 善 也

#### 奈良県条例第二十六号

奈良県行政手続条例の一部を改正する条例

奈良県行政手続条例（平成八年三月奈良県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第三十八条」を「第四十六条」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年二月十日

奈良県知事 柿 本 善 也

#### 奈良県条例第二十七号

奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

奈良県事務処理の特例に関する条例（平成十二年三月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の九の項事務の欄1中「第九条第一項」を「第八条第一項」に改め、同欄2中「第九条第二項」を「第八条第二項」に改め、同欄3中「第九条第三項」を「第八条第三項」に改める。

別表第二の一の項中「第二十七条第一項第三号に規定する里親又は保護受託者の申出」を「第六条の三に規定する里親の認定の申請」に改め、同表の十九の項中「第九条第一項」を「第八条第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

奈良県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年二月十日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県条例第二十八号

奈良県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

奈良県介護保険財政安定化基金条例（平成十二年三月奈良県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「事業運営期間」を「計画期間」に改める。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

発 行

奈 良 県

奈良市登大路町三〇  
電話 〇七四二―三二―一〇二（代）

印 刷

株式会社 春 日

奈良市三条栄町九一―一八  
電話 〇七四二―三五―七二二（代）

【定 価】 一か月 二千三百円 一部売り 一枚につき三十円（共に、送料別）

本誌は再生紙を使用しています。

